

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当省庁					期待される効果・達成すべき目標		
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(2年程度)取組			
(1) 災害に強い地域づくり								
⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等								
(iv 関連) まちづくりにおける女性の意見の反映	内閣府	<p>○平成25年5月に、東日本大震災等の対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成した。</p> <p>○平成26年度は、上記取組指針を踏まえ、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題を明らかにする「地域防災における男女共同参画の推進事業」を東日本大震災の被災地域を含む8団体で実施した。</p> <p>○「男女共同参画基本計画(第4次)(平成27年12月25日閣議決定)において、東日本大震災の被災地において、復興過程における男女共同参画を一層推進すること等を盛り込み、その実現に向け、地方公共団体宛てに通知した。</p> <p>○平成28年度には、男女共同参画の視点を防災施策に反映させるため、地方公共団体で防災施策に携わる職員向けに「男女共同参画の視点からの研修プログラム」を作成。全国11か所の自治体で試行した。</p>	<p>○「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」(平成28年6月内閣府男女共同参画局)を活用した地域における男女共同参画の視点による防災研修事業に対し、各団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣する。</p>	<p>・地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業 2百万円の内数【一般会計】</p>	<p>○地方公共団体により適切に男女共同参画の視点を反映したまちづくりの取組がなされているか必要に応じて状況を見ていく。</p>	<p>○まちづくりに女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の意見を反映させることで、誰もが安心して豊かに暮らせる社会となる。</p>		
(ii 関連) 自治体職員の派遣について	総務省	<p>○ 総務省においては、被災市町村に対する支援の観点から、全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市町村から被災市町村に対する職員派遣の体制を構築しているほか、OB職員や民間企業等の人材活用に係る支援を行っている。また、地方自治法に基づく中長期の職員派遣の受入れに要する経費については、震災復興特別交付税措置を講じているところ。</p>	<p>○ 引き続き、被災市町村に対する職員派遣について地方自治体に積極的に働きかけを行うなど、人材確保に向けて、継続して取組を進める。</p>	—	<p>○ 平成27年6月24日の復興推進会議決定に基づき、引き続き震災復興特別交付税措置することを決定している。また、引き続き、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で、必要な人的支援を行う。</p>	<p>○ 被災自治体において必要な職員の派遣について支援することにより、被災地の復旧・復興に向けた事業の円滑な実施を図る。</p>		

(ii 関連) 復興支援員の配 置	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域のコミュニティ再構築を図るため、被災地域に居住しながら被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」に一定期間(おおむね1年以上)従事する「復興支援員」制度を創設し、震災復興特別交付税により支援しているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域の地方自治体に、「復興支援員」制度について、より一層の周知を図り活用を促すことで、引き続き被災地域のコミュニティ再構築を図る。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年6月24日の復興推進会議決定に基づき、引き続き震災復興特別交付税措置することを決定しており、今後も被災地域に真に必要な復興に伴う地域協力活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域に居住しながら、住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動に取り組む人材を被災地域内外から募集し、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援を行うことにより、地域に根差したコミュニティ主体の復興の促進が図られる。
(i 関連) 民間投資家の出資を 促す産業復興出資 事業等	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定金融機関(商工中金等)が金融検査上「資本」と認識される長期の劣後ローンを提供する資本性劣後ローンの制度運用を平成23年12月より開始。民間金融機関からの金融支援と合わせて46.6億円を融資済。 	平成30年度まで事業終了	-	平成30年度まで事業終了	平成30年度まで事業終了
(i 関連) (iv 関連) 復興計画の策定支 援	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した地方自治体の復興に向けた取組を支援するため、①被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方自治体に提供するとともに、②被災状況や都市の特性、女性や高齢者等から幅広い意見を聴取し、地元の意向等に応じた復興のパターンを分析、③これに対応する復興手法等について調査・検討を行い、市町村の復興計画策定を支援。(津波被災市街地復興手法検討調査は、平成23年度にて完了) 	-	-	-	-
(ii 関連) 復興まちづくり人材 バンク	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省都市局では、平成23年度1次補正により津波被災市街地復興手法検討調査を実施し、被災自治体の復興まちづくりを支援してきたところ。 ○ また、平成23年度3次補正により、市町村や地域住民等へのまちづくり専門家派遣を支援し、円滑な復興まちづくりを推進するため、全国に存在するまちづくり専門家のデータベース化を進め、復興まちづくり人材バンクとして公開した。 	-	-	-	-

(iii) 関連 官民連携による震災復興の推進	國土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討に必要な経費を助成する制度（「震災復興官民連携支援事業」）を平成24年度に創設。 ○震災復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件を募集し、応募のあった案件から、これまでに56件を支援対象として選定し、補助金を交付（平成28年度は5件を支援）。選定された地方公共団体等が、官民連携事業導入の検討を実施。 ○平成27年度、過年度の助成成果を事業別・手法別に整理するとともに、特に汎用性が高いと思われる事例について、要点をまとめた事例集をHPに掲載。 ○平成28年度、官民連携を通じた震災復興事例を紹介し、意見交換を行うシンポジウムを仙台で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度まで事業終了 	-	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度まで事業終了 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度まで事業終了
(iii) 関連 多様な主体の協働による新たな地域づくり	國土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、地域金融機関、NPO等で構成される地域づくり活動支援体制構築に対する補助を行うことで、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、地方部における地域の活性化を図った。（平成26～28年度までに全国に22件の地域づくり活動支援体制を構築） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度で事業終了。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度で事業終了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度で事業終了。